

計量検定所の主なしごと

検定・検査

タクシーメーター・はかり・水道メーター・燃料油メーターなど、取引や証明に使用する特定計量器の構造や精度が、一定の水準以上であるかどうか検査し、合格した特定計量器には「検定証印」を付します。

特定計量器		有効期間
タクシーメーター		1年
水道メーター		8年
燃料油メーター	自動車等給油メーター（設置型）	7年
	上記以外（車載型等）	5年
液化石油ガスメーター（タクシー充填用）		4年
ガスメーター（都市ガス・LPガスで主に家庭用）		10年

立入検査

スーパーや商店などの商品の内容量が正しくはかられているか、特定計量器を取り扱う事業者が有効期間を守って適切に管理、使用しているか、などについて立入検査を行い、不正計量の一掃に努めています。



量目公差

特定商品を計量して販売する場合には、量目公差（商品により許容される誤差の範囲）内で計量しなければなりません。

なお、風袋（トレー、ラップ、吸水紙、わさびなど）は内容量に含まれません。



タクシーメーターの装置検査



はかりの検定



燃料油メーターの検定



水道メーターの立入検査



ガスメーターの立入検査



スーパーの商品量目検査

基準器検査

基準器とは、特定計量器の検定や定期検査などに用いるもので、はかりを検査する基準分銅や、燃料油メーターを検査する基準タンクなどがあります。



基準分銅の基準器検査



基準タンクの基準器検査

事業者の届出・登録 適正計量管理事業所の指定

特定計量器の製造・修理・販売事業者の「届出」を受け付けるとともに、計量証明を行う事業者や計量士の「登録」を行っています。

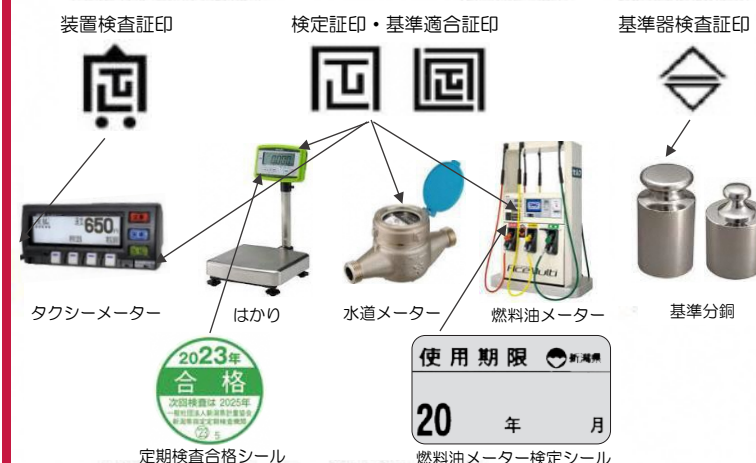
また、スーパーや百貨店などの量販店や生産工場などで、自主的に適正な計量管理を実施する事業所を、適正計量管理事業所として「指定」しています。指定された事業所は「適正計量管理事業所マーク」を掲げることができます。



定期検査

商店・工場・学校・病院等で取引などに使用しているはかりは2年に1回検査を行い、合格したはかりには「定期検査済シール」を貼付します。この業務は（一社）新潟県計量協会に委託しています。

検定・検査に合格した計量器に付されている証印・シール（例）



計量検定所は正しい計量でみんなの暮らしを守っています